

【別紙1「責任負担の項目」】

什器・設備等の名称	責任負担		備考
	事業者	北栄町	
一般的な下地		○	
間仕切壁・仕上・装飾	○		館全体との調和を図るため、町と協議すること。
販売カウンター	○		
レジスター	○		
販売什器（壁付、作り付け）	○		
販売什器（可動式）	○		
防犯設備全般	○		町と協議すること。館全体の防犯設備との調整あり。
放送設備	○	○	非常放送は北栄町、BGMは事業者が整備する。
その他	—	—	町と協議すること。

以下の項目については、「北栄町」が準備するもの。

その他項目	備考
水道設備	共有のトイレと手洗いは北栄町が整備する。 それ以外の設備設置、接続については3.(4)のとおり協議すること。
下水設備	共有のトイレと手洗いは北栄町が整備する。
モジュラーコンセント	電話の設置及び、それに係わる通信費、契約費用については事業者負担とする。
電源コンセント	3.(4)のとおり協議すること。
TV線差し込み口	3.(4)のとおり協議すること。
インターネット回線差し込み口	インターネット回線機器の設置及び、それに係わる通信費、契約費用については事業者負担とする。
空調設備	SHOP売り場に4台、バックヤードに1台北栄町が整備する。追加の場合、事業者負

	担とする。設置位置は町と事業者で協議の上、決定する。
電灯設備	原則として北栄町が整備するが、特殊な光源、電灯の設置を企画する場合は、事業者負担とする。
放送設備	非常放送は北栄町が整備する。
建物共用、外構、外部	北栄町が整備する。
バックヤード	北栄町が整備する。 また、敷地内への倉庫設置は不可。